

議案第73号

鹿屋市奨学資金条例の一部改正について

鹿屋市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市奨学資金条例の一部を改正する条例

鹿屋市奨学資金条例（平成18年鹿屋市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第11条中「5年以内の期間」を「10年以内の期間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市奨学資金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）第8条に規定する奨学資金借用証書（以下「借用証書」という。）を提出する者に適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、返還待機者（施行日前に借用証書を提出し、施行日以後に奨学資金の返還が始まる者をいう。）は、令和5年3月31日又は奨学資金の返還が始まる1月前のいずれか遅い日までに返還期間の変更の申出を市長にした場合に限り、改正後の条例の規定を適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、返還者（施行日前に奨学資金の返還を始め、借用証書に添付の奨学資金返還計画書に記載の返還期間（以下「返還計画期間」という。）が令和5年4月1日において残り2年以上ある者をいう。）は、令和5年3月31日までに返還期間の変更の申出を市長にした場合に限り、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、変更後の返還期限は、令和5年4月1日における残りの返還計画期間を2倍した期間が経過する月又は返還計画期間の開始月から15年を経過する月のいずれか早い月を限度とし、対象となる奨学資金の返還額は、返還計画期間において令和5年4月1日以後に返還期限が到来するものに限る。

5 前2項の申出は、市長が別に定めるところにより、書面によりしなければならない。

(提案理由)

経済的理由により修学が困難な高校生等が利用しやすい奨学資金制度とするため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。